

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十八号）新旧対照表

改正後					現 行					備考
別表第一（第四関係）					別表第一（第四関係）					
号 番 理 整	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつ きミリグラム)			号 番 理 整	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつ きミリグラム)			
		既 設		新 増 設			既 設		新 増 設	
		(1)	(2)	(3)			(1)	(2)	(3)	
	(略)									
二 一 一	共同調理場(学校給食 法(昭和二十九年法律 第百六十号)第六条に 規定する施設をい う。)	〇五	四〇	三〇	二 一 一	共同調理場(学校給 食法(昭和二十九年 法律第百六十号)第 五条の二に規定す る施設をいう。)	五〇	四〇	三〇	
	(略)					(略)				